地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年8月31日

横浜市契約事務受任者 青葉区長 中島 隆雄

- 1 契約の概要青葉区青葉土木事務所 1 階休憩室空調機取替修繕
- 2 履行(納品)場所 青葉区青葉土木事務所(青葉区市ケ尾町31番地1)
- 3 契約日 令和5年8月24日
- 4 履行日又は履行期間 令和5年8月24日から令和5年8月28日まで
- 5 契約金額 1,386,000円
- 契約の相手方(名称及び所在)株式会社 東和メンテナンス 代表取締役 今野 良昭 横浜市西区浜松町5番地1
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

常時 50 人以上の職員が勤務する青葉土木事務所では、労働安全衛生法で定める職員がが床することのできる休養室として 1 階に休憩室を設けています。今回、この休憩室の空調機が故障して使用することができず、職員の健康維持に支障をきたしていたため。

8 契約の相手方の選定理由

当該業者は、事務所全体の空調設備の保守管理業務の受託者であり、当該空調機の配管等も把握しており、早急な対応が可能であったため。

9 所管課 青葉区青葉土木事務所